

民間教育訓練機関の
皆様へ

ハロートレーニング
—— 急がば学べ ——

求職者支援訓練
の認定基準が一部
緩和されました！

令和2年7月
以降開講科
から適用

緩和措置の内容

- ① 「実践コース」の一部について、2か月コースの設定が認められます。
< 2か月で設定可能な訓練コース（令和2年2月時点） >
 - 介護職員初任者研修対応コース（介護職員初任者研修修了）
 - 生活援助従事者研修対応コース（生活援助従事者研修修了）
 - 医療事務従事者対応コース（医療事務技能審査試験：任意受検）など
- ② 「短時間訓練」について、不安定な就労状態にある在職者の方も受講対象者となる（判断はハローワークが行います）よう拡大されます。また、1日最短3時間での訓練の設定が可能となります。

お問い合わせ先



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers

石川支部求職者支援課 TEL：076-267-0217

「就職氷河期世代支援プログラム」等に基づく 求職者支援訓練におけるコース設定の要件緩和等について

「就職氷河期世代支援プログラム」とは…

いわゆる「就職氷河期世代」は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、希望する就職ができず、現在も、不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している方がいます。

これら就職氷河期世代の正規雇用者を30万人増やすことを目指し、政府を挙げて**3年間集中的**に取り組むこととして令和元年6月の骨太の方針2019に盛り込まれたのが「就職氷河期世代支援プログラム」です。

参考 経済財政運営と改革の基本方針 2019（令和元年6月21日閣議決定）

https://www5.cao.go.jp/Keizai-himon/kaigi/cabinet/2019/2019_basicpolicies_ja.pdf

求職者支援訓練認定基準の一部緩和等について

「就職氷河期世代支援プログラム」を着実に実行するため、令和元年12月23日に就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議において、「就職氷河期世代支援に関する行動計画2019」が決定され、公表されました。

この行動計画には「求職者支援訓練の訓練期間等の下限の緩和」が盛り込まれており、**就職氷河期世代を含めた安定就労を目指す方々が、個人々の状況に応じて安定就労に有効な職業能力等の習得ができる訓練コースの設定が可能となるよう**、厚生労働省において、認定基準の改正が行われました。

参考 就職氷河期世代支援に関する行動計画2019

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shushoku_hyogaki_shien/keikau2019/index.html

実践コースにおける訓練期間の下限緩和

実践的な技能等を習得の上、就職に直結する資格を取得できる特定の訓練コース()については、訓練期間の下限を緩和する(現行3月以上を2月以上とする)。

特定のコースとは、以下7つの資格取得に係るコースに限定されており、これ以外の実践コースは3か月以上で設定する必要があります。(対象コースは今後、増える可能性があります。)

介護職員初任者研修修了
生活援助従事者研修修了
医療事務技能審査試験
医療事務管理士技能認定試験
調剤事務管理士技能認定試験
医療事務検定試験
診療報酬請求事務能力認定試験

訓練時間の特例（短時間訓練）の改正

ハローワークが必要性を認めた在職者等()を対象とした訓練コースを設定する場合、訓練時間の特例措置(1日あたり原則3時間以上6時間以下、1月あたり80時間以上とする)の対象とする。

複数の事業所で働く者・いわゆる非正規雇用労働者など**在職中の者**や、育児や介護中の者など受講にあたって訓練時間に特に配慮を要する者

【新たに設定可能となるコース例】

週あたり平日夜間3H×5日＋土で5H

(月～金18時～21時＋土9時～15時(1H昼休憩))

これらの緩和措置は、「就職氷河期世代支援プログラム」等に基づくものですが、適用される訓練の受講者を就職氷河期世代に限定するものではありませんのでご注意ください。

※具体的な申請手続きについては、「求職者支援訓練の認定申請書を提出するに当たっての留意事項」(<http://www.jeed.or.jp/js/shien/shinsei.html>)をご覧ください。

※訓練カリキュラムの作成例等の提供をご希望の方は、機構支部までお問合せください。